

# 入札説明書

資材単価調査業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年3月10日

2 契約担当者 京都府営水道事務所 所長 橋田 洋介

3 担当部局 〒611-0021 宇治市宇治下居 64  
京都府営水道事務所 総務企画課  
電話番号 (0774)24-1522  
ファクシミリ番号 (0774)24-1549

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

府水7府債水委第4400の1号の2の3 管内一円水道事業業務委託（資材単価調査）  
1式

(2) 業務の仕様等

別添「資材単価調査特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月31日。ただし、各成果品の提出は、特記仕様書による。

(4) 納入場所

特記仕様書に指示する場所

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び同資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和8年3月17日（火）

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

ア 持参により提出する場合

(1)の提出期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、(1)の期間内に、3の場所に必着させること。

(4) 添付資料

申請書（別紙様式1）には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する商業登記証明書（写し可）及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行す

る身分証明書等（写し可）

イ 取引使用印鑑届（別紙様式2）

ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別紙様式3）

エ 府税納税証明書又は府税に滞納がないことを示す書類

※ 府税に滞納がないことを証する書類としては、別添の「納税証明書交付請求書」に必要事項を記載の上、府税事務所等に提出すること。なお、記載に当たっては「納税証明書交付請求書（記載例）」に留意すること。

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（書式その3、書式その3の2又は書式その3の3のいずれか）（写し可）

カ 会社概要

キ 営業経歴書（別紙様式4-1、4-2）

ク 実績調書（別紙様式5）

※ 契約概要欄で入札公告の3の(4)の要件を満たしていることがわかるように記載すること。また、契約書(写)を添付すること。

ケ 誓約書（別記様式）

コ 返信用封筒（第一種定型郵便物用封筒に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付したもの）

#### (5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和8年3月19日（木）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。（入札参加資格を有する者には、入札書を同封する。）

なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

#### (6) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は、A4判で作成し、1部提出すること。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

### 6 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質問書（別紙様式6）に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリで3の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 受付期間

令和8年3月23日（月）午後4時まで

(3) 回答については、以下の期日までに京都府営水道事務所ホームページに掲載する。

令和8年3月25日（水）

### 7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月27日（金）午後2時30分

京都府営水道事務所1F会議室（資料倉庫） 宇治市宇治下居64

(2) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式7）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）

以下同じ。) をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称及び「資材単価調査業務委託入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札書は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(3) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(4) 入札者は、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札参加資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札書を提出するまでは入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(7) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(8) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

- キ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ク 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 落札者の決定方法

ア 京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）第 112 条において準用する京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が落札決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

9 入札保証金  
免除

10 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金  
免除

12 契約書の作成の要否  
要する。

13 契約の解除予約及び損害賠償請求  
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

14 その他

(1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。